

(平成21年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から50年5月まで

私は昭和46年8月に会社を退職し、会社を退職すれば国民年金に加入する義務があると認識していたので、同月から国民年金に加入していたはずである。私の国民年金保険料は妻が毎月自宅に来る集金人に納付していた。社会保険事務所の記録では50年6月から国民年金に任意加入したこととなっているが、私はその時期に加入手続をした記憶は無く、会社を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間について、国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する申立人の妻の記憶は曖昧であり、ほかに申立人の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた地区において昭和46年度から50年度までの期間にA市(現在は、B市)から委嘱されて国民年金保険料の集金を行っていたC氏は、申立人の自宅において国民年金保険料の集金を行っていた記憶はあるとしているものの、集金を行っていた時期について、「Dができる前で途中までしか市道が無く、道路の新設工事をしていった。」としており、B市では、当該道路工事の施工時期について、昭和50年代の初めごろとしていることから、申立人が集金人に納付していたと申し立てて

いる国民年金保険料は、昭和 50 年 6 月以降の国民年金保険料であった可能性を否定できない。

さらに、申立人の国民年金に関する記録において、申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間がみられることから、申立人は国民年金保険料の納付意識が高かったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

昭和 39 年 9 月から 63 年まで A 株式会社勤務していたが、今回、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、45 年 7 月から 48 年 4 月までの記録が無かった。

昭和 39 年 9 月以降、継続して A 株式会社勤務していたのにこの間の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 株式会社継続して勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失した後、継続療養の手続がなされている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 47 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者として資格を再取得し、傷病手当金の請求を行っていることが認められるが、48 年 3 月 23 日及び 24 日に社会保険事務所が行った実地調査によって同年 4 月 25 日付けで資格を取り消され、健康保険被保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、A 株式会社において、申立人及び申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 10 人のうち申立期間後も継続して被保険者資格を有している 5 人の厚生年金保険の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は申立期間前後の昭和 45 年 3 月と 48 年 4 月で変化が無い一方、同僚の標準報酬月額の平均は、45 年 3 月に 5 万 2,800 円であったものが 48 年 4 月には 12 万 2,000 円と倍以上になっていることから、申立人は、申立期間について勤務実態が無かったことが推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 54 年 1 月まで

昭和 51 年 4 月ごろ、A 有限会社に入社し、54 年 1 月末まで勤務していた。社会保険事務所に照会したところ、会社は私の入社後の 52 年 7 月から厚生年金保険の適用事業所となっているが、在職中に会社を代表して取引先関係者を海外旅行に引率したこともある私や同僚で業務中交通事故死した B 氏の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

当時の厚生年金保険料の控除額は覚えていないが、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社における昭和 51 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間の申立人に係る雇用保険の記録及び同社の証言から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。しかし同僚である B 氏が業務中に交通事故死したのは同年 7 月 17 日であり、申立人が同社を代表して取引先関係者を海外旅行に引率したのは同月 24 日から同月 26 日までの期間であることが出帰国履歴により確認できることから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが推認できない上、他の同僚の証言等からも申立期間について、申立人が同社に勤務していたことを示す周辺事情を見いだすことができない。

また、A 有限会社は、昭和 51 年 7 月 31 日から社会保険労務士事務所に労働保険及び社会保険の業務を委託し、52 年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、同事務所保管の失業保険被保険者関係届出事務等処理簿によると、申立人は 51 年 7 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 31 日に同社を離職しているため厚生年金保険に加入できなかつたと推測される上、同事務所が保管する同社に係る申立期間中の労働者名簿及び賃

金台帳にも申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人は厚生年金保険料の控除額についての具体的な記憶が無く、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。